

## 研究開発戦略本部研究開発室利用要項

研究開発戦略本部長裁定  
令和 7 年 6 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本大学研究開発戦略本部規則（以下「規則」という。）第 6 条に規定する、インキュベーションラボラトリー、ベンチャービジネスラボラトリー、産業イノベーションラボラトリー及びオープンイノベーションセンター（以下「ラボラトリー等」という。）の研究開発室の利用に関し規則第 21 条に基づき必要な事項を定める

(研究開発室)

第 2 条 ラボラトリー等に、実用化研究のための利用に供する研究開発室を置く。

(利用資格)

第 3 条 研究開発室を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 熊本大学（以下「本学」という。）の教職員及び大学院生
- (2) 本学の教職員と起業化等のための共同研究を行う民間等共同研究員及び受託研究員
- (3) 国立大学法人熊本大学発ベンチャー等の支援に関する規則（平成 30 年 3 月 22 日制定）における、大学発ベンチャー及び熊本大学認定ベンチャーとして承認された企業等の代表者
- (4) その他連携協定の締結など、本学に資する案件のうち、研究開発戦略本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めた者

(研究代表者)

第 4 条 研究開発室の利用に当たっては、実用化研究を行う組織ごとに、各組織の利用者のうちから研究代表者を置くものとする。

(利用申請)

第 5 条 研究開発室を利用しようとする研究代表者は、所定の研究開発室利用申請書を、本部長に利用開始の 1 か月前までに提出し、その承認を得なければならない。利用承認を得た後、申請内容を変更、中止又は更新する必要がある場合も同様とする。ただし、第 3 条第 2 号から第 4 号の利用者が利用、変更又は更新する場合は 2 か月前までに、中止する場合は 3 か月前までに提出するものとする。

(審査委員会)

第 6 条 本部長は、前条の申請があった場合は、速やかに利用希望者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会の組織)

第 7 条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究開発戦略本部イノベーション推進部門長（以下「部門長」という。）
- (2) 研究開発戦略本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員のうちから本部長が指名する者 1 人以上
- (3) 研究・社会連携部長
- (4) 研究・社会連携部産学連携推進課長

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとする。

(審査委員会委員長)

第 8 条 審査委員会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(利用候補者の選定及び報告)

第9条 審査委員会は、利用資格等の調査を行い、利用候補者を選定する。この場合において、審査委員会は利用候補者に順位を付すことができる。

2 委員長は、選考に必要な書類を作成の上、本部長に審査委員会の経過を報告する。

(利用の承認)

第10条 本部長は、前条の利用候補者について、利用の可否を決定し、研究代表者に通知するものとする。

(利用期間)

第11条 研究開発室を利用できる期間は、第3条第1号、第2号、又は第4号の利用者については6ヶ月以上5年以内とし、同条第3号の利用者については3年以上5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会において実用化研究について発展の可能性があると判断した場合は、審査委員会が必要と認める期間を限度として本部長が利用期間を更新することができる。

(利用の承認の取消し等)

第12条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

(1) 利用者がこの要項又は別に定める利用条件に違反した場合

(2) 研究開発戦略本部の運営に支障を及ぼすおそれがあると本部長が認めた場合

(経費の負担)

第13条 研究代表者は、本部長が別に定めるところにより、必要な経費を負担しなければならない。

(利用者の責務)

第14条 利用者は、この要項及び別に定める利用条件を遵守するとともに、事故、災害等の防止に努めなければならない。

(原状回復)

第15条 研究代表者は、研究開発室の利用が終了したとき、又は第12条の規定により本部長が利用の承認を取り消したときは、設備、備品等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 研究代表者は、利用者が故意又は過失により、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、本部長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(研究成果の報告)

第17条 研究代表者は、利用期間満了後1か月以内に所定の研究成果報告書を本部長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第18条 本部長は、実用化研究又は実用化研究の支援による研究成果を公表するものとする。ただし、発明、考案等に係るものについては、公表の時期、方法等についてあらかじめ研究代表者と協議の上、公表するものとする。

(事務)

第19条 研究開発室に関する事務は、研究・社会連携部産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、研究開発室の利用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

2 インキュベーションラボラトリー利用要項は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。